

合同会社TRC「湯と憩 山茶花」虐待防止の為の指針

1. 基本的な考え方

山茶花では、お客様への虐待は人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止・防止と共に早期発見と対応に努め、次の行為のいずれも行いません。

身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。
介護放棄	お客様を長時間放置、その他職務上の義務を著しく怠ること。
心理的虐待	お客様に対する暴言、拒絶的な対応、または不当な差別的言動、著しい心的外傷を与える言動を行うこと。
性的虐待	お客様にわいせつな行為をすること、またはわいせつな行為をさせること。
経済的虐待	お客様の財産を不当に処分すること、お客様から不当に財産上の利益を得ること。

2. 虐待防止検討委員会その他の施設内の組織に関する事項

1)山茶花では虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に「虐待防止検討委員会」を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定めることとします。

2)委員会の委員長は代表社員とし、委員会の委員は看護師、生活相談員、介護職員とします。

3)身体拘束廃止委員会や、関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議と一体的に行う場合があります。

4)委員会は、必要と判断する場合、招集する事があります。

5)委員会の審議事項は次のとおり実施します。

- ① 虐待防止のための指針の整備に関すること。
- ② 虐待防止のための職員研修の内容に関すること。
- ③ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること。
- ④ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。
- ⑤ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。
- ⑥ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。

3. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- 1)職員に対する虐待防止のための研修内容は、虐待等の防止に関する基本的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待の防止を徹底します。
- 2)研修は年1回以上行います。
- 3)研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、保存します。

4. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- 1)虐待が発生した場合は、速やかに市に報告します。
客観的な事実確認の結果、虐待者が従業員であった場合は、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。
- 2)緊急性の高い事案の場合は、市及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先します。

5. 虐待等が発生した場合の相談報告体制

- 1)お客様及びご家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応します。
- 2)事業所内で虐待等が疑われる場合は、虐待防止担当者に報告し、速やかな解決に繋げるよう努力します。
- 3)事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めます。
- 4)当施設内において虐待が行われる事案が発生した場合は速やかに虐待防止検討委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報します。
- 5)必要に応じて事実を公表し、関係者及び関係機関に説明を行います。
- 6)虐待が発生した場合の対応については「市町村・都道府県に高齢者虐待への対応と養護者支援について(厚生労働省老健局)」を参考に対応します。

参考:https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000200478_00002.html

6. 成年後見制度の利用支援

お客様及びその家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行います。

7. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- 1) 虐待等の苦情相談については、苦情相談担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者に報告します。
- 2) 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように、細心の注意を払います。
- 3) 対応の流れは、「5. 虐待等が発生した場合の相談報告体制」に依るものとします。
- 4) 対応の結果は相談者にも報告します。

8. 利用者等に対する当該指針の閲覧に対する当該指針の閲覧

お客様は、いつでも本指針を閲覧することができます。また、ホームページにおいて、いつでも閲覧が可能な状態とします。

9. その他虐待の防止の推進のために必要な事項

3 に定める研修の他、関係機関等により提供される虐待防止に関する研修会等には積極的に参加し、利用者等の権利擁護とサービスの質の向上を図るよう常に研鑽を図ります。

参考

厚労省「高齢者虐待防止」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/boushi/index.html

附則

この指針は令和 6 年 4 月 1 日より施行する。